



発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………
- ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………

告示

●東京都告示第二百号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき大井一丁目南第一地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月二日

東京都知事 小池百合子

一 組合の名称

大井一丁目南第一地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十六年十月十六日から令和三年三月三十一日まで

で

三 施行地区

品川区大井一丁目及び大井二丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

品川区大井一丁目三十四番十一号

平成二十六年十月十六日

五 変更の内容

事業施行期間を令和四年九月三十日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

令和三年三月二日

●東京都告示第二百一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

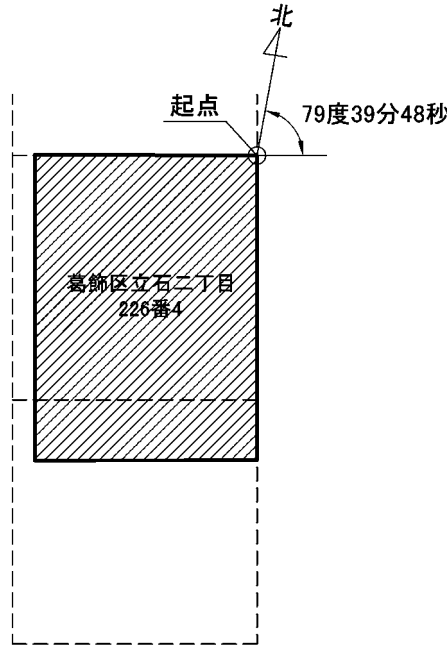
令和三年三月二日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区立石二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物

別図



凡例

- 単位区画
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

起点

起点は葛飾区立石二丁目226番4の最北端とする。

格子の回転角度(79度39分48秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百二号

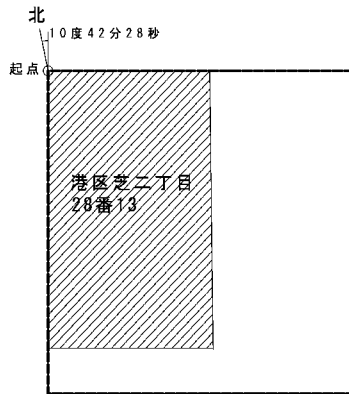
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年三月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区芝二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン及びテトラクロロエチレン

別図



凡 例	
	筆境界
	単位区画
	形質変更時要届出区域

【起点】
起点は港区芝二丁目28番13の
最北端とする。

【格子の回転角度(10度42分28秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向
に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線
により構成されている格子を、起点を中心として右回りに
回転させた角度を示す。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

